様式第１号（第９関係）

郵便番号

住　　所　　立科町

氏　　名

たてしなび受信端末利用申込書兼利用規約同意書

|  |  |
| --- | --- |
| 申込日 | 　　年　　月　　日　　 |

立科町長　様

本様式裏面の「利用規約」の内容に同意の上、受信端末の利用を申込みます。

|  |  |
| --- | --- |
| 世帯主又は法人名及び代表者の氏名 |  |
| 申込者の氏名（世帯主又は代表者と異なる場合） |  |
| 世帯主（または申込者）の生年月日※法人の場合不要 | 　　　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 申込者の連絡先電話番号 | 自宅又は事務所等の代表番号 | 携帯電話 |

様式第1号裏面

＜立科町行政情報配信システム利用規約＞

　本利用規約は、立科町（以下「町」という。）が実施する行政情報配信システムの利用者向けの規約事項を記載したものです。なお、利用者はタブレット端末上で常に本規約を確認することができます。

1.本システムの目的

　本システムは、町から貸与するタブレットを利用し、行政情報等の情報提供を目的としています。

2.利用者の同意

　(1)本規約を確認していただき、同意した場合のみ本システムをご利用いただけます。

　(2)本規約に同意しない場合には、直ちにタブレットを町に返却するものとします。

　(3)利用者が本システムの利用を開始した場合、本規約に同意したものとみなされ、利用者と町の間で本規約の諸規定に従った利用契約が成立するものとします。

3.費用

　利用者は、タブレットを無償で利用できます。ただし、維持管理等は利用者に自ら負担していただきます。なお、不適切な使用によりタブレットを破損や汚損および紛失した場合は、利用者に実費にて負担を求める場合があります。

4.利用者に関する情報の取扱い

　町及びタブレット提供事業者は、タブレットの利用に関し個人情報を含む利用者から収集する情報を、プライバシーポリシー（タブレット上で確認可能）に従い、適切に取り扱います。

5.禁止行為

　利用者は、タブレットを利用するにあたり、自ら又は第三者を介して以下の各号のいずれかに該当する行為又は該当するおそれのある行為をしてはなりません。

|  |
| --- |
| 【禁止行為】(1)転載、複写、複製、修正、転送、抽出、加工、改変、翻案その他一切の提供機能の二次利用に該当する行為(2)法令、裁判所の判決、決定若しくは命令、又は法令上拘束力のある行政措置に違反する行為又はこれらを助長する行為(3)公序良俗に反し又は善良な風俗を害する行為(4)犯罪行為に関連する行為(5)町、タブレット提供事業者又は他の利用者その他の第三者の知的財産権その他の権利又は利益を侵害する行為(6)タブレットの誤作動を誘引する行為(7)タブレットが通常意図しないバグを利用する動作又は通常意図しない効果を及ぼす外部ツールの利用、作成、又は頒布を行う行為(8)タブレット若しくは町又はタブレット提供事業者のサーバ及びネットワーク等に過度の負担をかけ又は破壊・妨害する行為(9)歩行中や運転中等、タブレットの利用が不適切な状況又は態様においてタブレットを利用する行為(10)タブレットを利用して、反社会的勢力に対して直接又は間接的に利益を供与する行為(11)本規約及びタブレットの趣旨・目的に反する行為(12)他の利用者に成りすます行為(13)その他、町又はタブレット提供事業者が不適切と判断する行為(14)タブレットの分解、改造、管理用シールを剥がす、通信用SIMカードを抜き取る行為(15)本アプリをアンインストール、又は本アプリ以外のアプリケーションソフトをインストールする行為 |

6.タブレットの利用終了

　(1)利用者は、タブレットを町に返却することにより、いつでもタブレットの利用を終了することができます。

　(2)利用者は、タブレットの利用終了後も、町、タブレット提供事業者及び第三者に対する本規約上の一切の義務及び債務を免れるものではありません。

　(3)町及びタブレット提供事業者は、利用者がタブレットの利用を終了した後も、当該利用者がタブレットの利用を通して提供した情報（個人情報を除く）を保有・利用することができるものとします。

7.タブレットの提供の停止

　町又はタブレット提供事業者は、以下のいずれかの事由が生じた場合、利用者へ事前に通知することなく、タブレットの全部又は一部の提供を一時的に停止又は中断することができます。

(1)タブレットに係る通信機器設備等の保守点検、修理又はシステムの更新を定期的又は緊急に行う場合

(2)アクセス過多、その他予期せぬ要因でシステムに負荷が集中した場合

(3)利用者のセキュリティを確保する必要が生じた場合

(4)電気通信事業者の役務が提供されない場合

(5)地震、水害、落雷等の天災、火災、停電、その他の不可抗力により、タブレットの提供が困難となった場合

(6)法令又はこれに基づく措置により、タブレットの運営が不能となった場合

(7)その他、町又はタブレット提供事業者がタブレットの提供が困難と判断した場合

8.保証の否認及び免責事項

(1)町及びタブレット提供事業者は、タブレットにおける提供機能その他一切の情報につき、エラー、バグ、不具合又はセキュリティ上の欠陥が存しないこと、第三者の権利を侵害しないこと、利用者が期待する性質及び価値を有することについて、如何なる保証も行うものではありません。

(2)町及びタブレット提供事業者は、タブレットの利用又はタブレットに関連して生じた利用者又はその他の第三者の損害について、町又はタブレット提供事業者に故意又は重過失が存する場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

(3)タブレットに関して利用者とその他の利用者、若しくは、第三者との間において紛争等が生じた場合、利用者は自己の責任と費用において解決するものとします。町及びタブレット提供事業者は、当該紛争等について一切の責任を負わないものとします。